

平成 25 年 6 月 20 日
都 市 局

津波防災まちづくりの計画策定に係る指針の策定について

この度、国土交通省では、津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第1版）を策定しました。今後は、この指針を活用し、地方公共団体による津波防災対策の立案を支援してまいります。

1. 南海トラフ巨大地震をはじめとする海溝型地震が、近い将来高い確率で発生する可能性があると言われており、津波被害が予想される沿岸地域においては津波に強いまちづくりを早急に進めることが求められております。
2. このような状況をふまえ、高台や津波避難ビル等に避難できない地域の抽出方法や、避難施設の配置計画の考え方、その施設の効果を視覚的にわかりやすい形で確認できるシミュレーション手法等をとりまとめた「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第1版）」を策定しました。
3. 国土交通省では、この指針を活用して、できるだけ短時間で避難が可能となるような津波に強いまちづくりを検討し、推進計画^{※1}や津波避難計画^{※2}に反映させるなど、地方公共団体による実効性のある津波防災対策の立案を支援してまいります。

※1 「津波防災地域づくりに関する法律」（平成 23 年 12 月 14 日制定）の第 10 条に規定する津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画

※2 「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（平成 25 年 3 月 消防庁）に基づいて策定する津波避難計画

（注） 指針の本文は国土交通省ホームページに掲載しております。

http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000031.html

〈お問合せ先〉

都市局街路交通施設課 服部、大胡

（代表：03-5253-8111， 直通：03-5253-8417，
内線：32812, 32834, FAX：03-5253-1592）

都市局都市安全課 栗田、大東

（代表：03-5253-8111， 直通：03-5253-8400，
内線：32312, 32334, FAX：03-5253-1587）